

# 高野町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年4月1日

和歌山県伊都郡高野町

# 目 次

<b>1. 基本的な事項</b>	<b>- 1 -</b>
(1) 高野町の概況	- 1 -
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	- 1 -
イ 過疎の状況	- 2 -
ウ 社会経済的発展の方向の概要	- 2 -
(2) 人口及び産業の推移と動向	- 3 -
(3) 市町村行財政の状況	- 4 -
(4) 地域の持続的発展の基本方針	- 5 -
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	- 6 -
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	- 6 -
(7) 計画期間	- 6 -
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	- 6 -
<b>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b>	<b>- 7 -</b>
(1) 現況と問題点	- 7 -
(2) その対策	- 8 -
(3) 計画	- 8 -
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	- 9 -
<b>3. 産業の振興</b>	<b>- 10 -</b>
(1) 現況と問題点	- 10 -
(2) その対策	- 11 -
(3) 計画	- 12 -
(4) 産業振興促進事項	- 14 -
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	- 14 -
<b>4. 地域における情報化</b>	<b>- 15 -</b>
(1) 現況と問題点	- 15 -
(2) その対策	- 15 -
(3) 計画	- 16 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 16 -
<b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</b>	<b>- 17 -</b>
(1) 現況と問題点	- 17 -
(2) その対策	- 18 -
(3) 計画	- 18 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 22 -
<b>6. 生活環境の整備</b>	<b>- 23 -</b>
(1) 現況と問題点	- 23 -
(2) その対策	- 24 -
(3) 計画	- 25 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 26 -
<b>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	<b>- 28 -</b>

(1) 現況と問題点	- 28 -
(2) その対策	- 28 -
(3) 計画	- 28 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 30 -
<b>8. 医療の確保</b>	<b>- 31 -</b>
(1) 現況と問題点	- 31 -
(2) その対策	- 31 -
(3) 計画	- 32 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 32 -
<b>9. 教育の振興</b>	<b>- 33 -</b>
(1) 現況と問題点	- 33 -
(2) その対策	- 33 -
(3) 計画	- 33 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 34 -
<b>10. 集落の整備</b>	<b>- 35 -</b>
(1) 現況と問題点	- 35 -
(2) その対策	- 35 -
(3) 計画	- 35 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 36 -
<b>11. 地域文化の振興等</b>	<b>- 37 -</b>
(1) 現況と問題点	- 37 -
(2) その対策	- 37 -
(3) 計画	- 37 -
<b>12. 地域再生エネルギーの利用の促進</b>	<b>- 38 -</b>
(1) 現況と問題点	- 38 -
(2) その対策	- 38 -
(3) 計画	- 38 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 38 -
<b>13. その他地域の持続的発展に対し必要な事項</b>	<b>- 39 -</b>
(1) 現況と問題点	- 39 -
(2) その対策	- 39 -
(3) 計画	- 39 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	- 39 -
添付 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	- 40 -

# 1. 基本的な事項

## (1) 高野町の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### (自然的)

本町は、和歌山県の北東部、伊都郡の南東高地にあり、東経 135 度 35 分、北緯 34 度 12 分（役場）に位置している。

また本町の地形は、最高峰の陣ヶ峰を始めとする標高 1,000m 前後の高い山々が点在して高野山地を形成しており、町域の 70.6% が標高 600m 以上の高地で、かつ、傾斜度 30° 以上の急斜地が 88.2% を占め、町内の峰々を源流とした紀の川水系と有田川水系の 4 つの河川が町内を流れており、これらの川に沿っていくつもの狭い平地を形成する谷密度の高い地形となっている。

基幹集落である高野山は、町の中央部の標高 800m から 850m の山上台地にあり、その周辺の山間地には大小の集落が点在している。富貴集落は町の東端部の標高約 600m の山上盆地にあり街区の周囲に高原農地が広がっている。

高野山周辺は、年平均気温が 10℃ 程度と紀の川沿いの平地と比較して約 5℃ も低く、冬季には最低気温が -10℃ 前後となり、年間降雨量は 2,000mm 程度である。

降雪は県内で最も多い地域であり、最深積雪は例年 30cm 前後で、路面の凍結により交通に支障をきたすほか、時として山林の冠雪害や農作物の凍害が発生することがある。

#### (歴史的)

「高野」の地名が史料に表れるのは弘仁 7 (816) 年、空海（弘法大師）が、真言密教修禪の道場の地として嵯峨天皇より下賜され、ここに「高野」の歴史が始まった。

明治 21 (1888) 年の大火を契機に山内寺院の統廃合が進み、この大火による廃寺跡に麓から上ってきた村人が住み始めるようになり、参詣者相手の店を開くなど、明治 20 年代には寺院の間に町屋が並ぶ現在の町並みの原型が出現した。

そして明治 39 (1906) 年、山規の廃止による女人禁制の解禁とあいまって、参詣者の増加が山内への住民の居住をさらに促し、庶民の町としての形態が備わり世界に類のない寺内町としての居住形態が出来上がっていった。

一方、周辺の集落は、高野山の発展とともに農林業及び農村型手工業を基盤として山上の経済を側面から支えながら、いくつかの集落は時代の変遷とともに高野参詣の宿場町、街道の拠点として発展してきた。また、富貴地区は高野・熊野・大峰山参詣の交通の要衝に位置し、古くから宿場町として、また物資の中継地として繁栄してきた。

しかし、明治 2 年の版籍奉還及びそれに引き続く廃藩置県により、高野山領は県の管轄となり、明治 6 年には 3,000 ヘクタールの寺有林も返上するに至り、それまで隆盛を誇った高野山は急速にその経済基盤を失っていった。

明治 22 年には、高野山と周辺 13 ヶ村が合併し高野村に、東・西富貴及び上・中・下筒香が合併し富貴村が誕生した。そして昭和 3 年高野村に町制を施行し高野町となり、昭和 33 年町村合併促進法により富貴村と合併し、現高野町が誕生した。

平成 16 (2004) 年 7 月には、和歌山県、奈良県、三重県にまたがる霊場・社寺・参詣道が『紀伊山地の霊場と参詣道』として世界遺産に認定登録され、また平成 28 (2016) 年に、女人道・黒河道・京大坂道不動坂が世界遺産に追加登録されたことにより海外からの観光客が増加している。

## (社会的)

町域は東西約 22km、南北約 12km の広がりを持ち、総面積は 137.03k m<sup>2</sup>で、北部は九度山町・橋本市と南西部はかつらぎ町と南東部は奈良県と接している。

町の中心集落である高野山には、役場・診療所・銀行・保育所・小中学校・高等学校・大学など行政・社会・教育・文化施設及び商店等の都市機能が集約されている。もうひとつの基幹集落富貴地区も高野山より規模は小さく、住民の生活に必要な機能が集約していたが、徐々にその機能が失われてきている。また、周辺の集落は山間地という地理的条件に加え、地場産業である 1 次産業の衰退により人口の減少、過疎化高齢化が進み集落としての機能を維持できなくなっている。

中心集落の高野山から近畿圏の中心都市大阪市へバス・鉄道で約 2 時間 10 分、県庁所在地和歌山市へはバス・鉄道で約 2 時間 30 分、隣接する橋本市中心部までは自動車で 50 分、バス・鉄道で 1 時間の距離にある。また、富貴集落から五条市中心部までは自動車で 30 分、バスで 50 分の距離にある。

## (経済的)

本町の就業人口は 1,734 人（総人口の 50%）で、各産業別の就業率は、第 1 次産業 3.3%、第 2 次産業 12.3%、第 3 次産業 84.4%で、高野山を中心とした観光関連のサービス業、小売業が町の経済の要としての役割を果たしている。また、第 1 次産業の中心的産品であるコウヤマキや、第 2 次産業の中心的産品であるごま豆腐や焼き餅などの食品製造、和漢胃腸薬や線香、位牌の製造など、産業の多くが高野山参詣客に大きく依存している。

### イ 過疎の状況

本町は、基幹集落の高野山をはじめ周辺に点在する集落のほとんどが急峻な山岳地帯にあるという地理的特性からくる交通事情や林業の衰退、都市生活への憧れ等から人口の流出がつづき昭和 30 年代から過疎化が進んだ。特に昭和 40 年から昭和 45 年にかけての 5 年間で 17.0%、平成 7 年から平成 12 年にかけての 5 年間で 16.1%減少したのをはじめ、昭和 35 年には 9,324 人だった人口が平成 27 年には 3,352 人と半減以下となり急速に過疎化が進んでいる。

平成 27 年の総人口に対する 65 歳以上の高齢者の割合は 39.0%と高く、19 集落のうち 5 つの集落ではこの率が 90%を超えている。

また、近年の高齢化により水源の管理や里道の維持管理等、日常生活に最低限必要な集落機能の維持活動ができなくなっている。

### ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の主な産業は、世界遺産に登録された「高野山」を中心とした観光産業と農林業である。

農林業の経営規模は零細で従事者の高齢化により生産性も低下している。ホップ栽培や土壌改良を行った菌体資材で高原野菜や薬用野菜を育成し、関係人口や交流人口を増やし、都市との交流を進めるとともに、空き家を活用した二地域居住の仕組みづくりや I・J・U ターンを増やすことで農林業の担い手を育成し増やしていくことが必要である。

また、観光産業をみると世界遺産に登録された平成 16 年をピークに入り込み客数が一時的に増加したものの、宿泊客は減少している。観光産業を活性化し、もともと観光産業と連携することで成り立ってきた農林業や製造業との連携を更に進めることで、高野山を中心とした小さな経済圏、生活圏を確立し、安心して安全に暮らすことができる環境を整備することにより定住人口の増加を図ることが必要である。



### (3) 市町村行財政の状況

本町の特徴として山間地に集落が点在することから、集落を結ぶ道路がまさしくライフラインとなっているが改修や改良の必要な道路が多く、維持管理経費も増え続けている。上下水道の整備も都市部に比べると大きく遅れており、高齢化により飲料水の水源管理ができなくなっている集落もあるため町が委託した管理者に管理を依頼し維持している。

財政状況について、歳出総額は、平成 22 年度の 3,817,154 千円から比較すると令和元年度は 3,578,927 千円と減少し、財政規模は徐々に縮小しているといえる。行財政改革を行った結果、実質公債費比率は平成 22 年度の 11.6%から令和元年度には 5.5%に減少、また将来負担比率も平成 22 年度の 18.9%から平成 25 年度以降は継続して 0%以下で推移するなど、健全化の指標となる指数についてはおおむね良好な数値である。これは平成 30 年度にはふるさと寄附金により財政規模のほぼ 2 倍の基金を積み立てることができたことも大きな要因となっているが、単年度の収支でとらえれば、人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税などを中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを表す数値である経常収支比率は年々増加しており、ふるさと寄附基金を除けば、臨時的な財政需要に対して柔軟に対応できる余裕がほとんどないのが現状である。本計画事業の安定的な実施や新たな行政課題に対応するためにも、一層の経常経費の抑制や自主財源の確保などにより、財政構造の弾力性を高めていくことが求められる。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,050,795	4,399,128	3,713,915
一般財源	2,414,771	2,418,360	2,284,503
国庫支出金	377,126	374,453	194,647
都道府県支出金	177,702	142,985	194,167
地方債	420,561	414,157	280,497
うち過疎債	40,900	197,200	154,000
その他	660,635	1,049,173	760,101
歳出総額 B	3,817,154	4,222,456	3,578,927
義務的経費	1,388,539	1,335,060	1,346,169
投資的経費	672,328	790,541	522,283
うち普通建設事業	641,374	619,264	422,327
その他	1,756,287	2,096,855	1,710,475
過疎対策事業費	58,403	354,055	224,091
歳入歳出差引額 C (A-B)	233,641	176,672	134,988
翌年度へ繰越すべき財源 D	34,029	12,147	39,597
実質収支 C-D	199,612	164,525	95,391
財政力指数	0.220	0.190	0.210
公債費負担比率	14.100	—	—
実質公債費比率	11.600	7.700	5.500
起債制限比率	18.900	—	—
経常収支比率	89.700	90.400	96.600
将来負担比率	18.900	—	—
地方債現在高	3,546,293	3,301,594	3,398,093

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年 度末
市町村道					
改良率 (%)	24.3	25.3	26.6	28.2	28.8
舗装率 (%)	48.2	61.0	66.9	71.5	71.9
農 道					
延長 (m)	13551.0	13551.0	13551.0	13551.0	13551.0
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	71.0	57.3	46.9	—	—
林 道					
延長 (m)				45758.0	45758.0
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	8.0	6.8	4.1	—	—
水道普及率 (%)	58.7	66.3	79.6	99.1	86.0
水洗化率 (%)	47.2	65.6	76.7	85.5	88.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8	9	9	11	1

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

昭和 30 年以降の高度経済成長の中、日本中の農山漁村地域では、不足する都市部の労働力を補うため人口が流出し急激な過疎化・高齢化が進んだ。これにより農林業の担い手が不足し、生産機能の低下とそれによる生活水準の低下を招き、基礎的な生活基盤の確保、集落機能の維持ができなくなった。このような過疎地域は国土の半分以上の面積を占めており、厳しい条件の中、田畑や森林、水源を守り美しい日本の国土と自然環境を保全してきた。

今後も過疎地域が、森林や農地などを適正に管理して美しい国土を保全し、水源のかん養・地球温暖化の防止などの多面的機能を発揮して、国民全体の生活にかかわる重要な役割を果たすためには、地域における住民福祉の向上や働く場の創出を図り、更には豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を活用した個性ある魅力的な地域づくりを進め自立していくことが必要である。

本町では、これまで持続的発展のための対策として、道路整備を中心に生活環境整備、教育文化施設整備、産業振興のための基盤整備等のハード整備を重点的に実施し、一定の整備が進んできたところである。しかし、その整備水準は未だ十分ではなく引き続き生活基盤の整備が必要で、整備済みの施設に係る維持経費が大きな負担となってきたことから、既存施設の有効利用や長寿命化のための改修など次の世代に負担を残さない取り組みを始めている。

今後、当地域が継続して持続的発展をしていくためには、施設整備だけではなく住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためのきめ細やかなソフト対策もあわせて実施していく必要がある。

持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のため、「高野山」と「富貴」の 2 集落を基幹集落として周辺集落との間でかつて機能していた生活圏を再生することにより、医療や生活交通、日用品の購入など日常生活機能を確保し、地域内で安心して日常生活ができる仕組みづくりを行なうとともに、地域資源を活用した活性化や産業振興に総合的に取り組むことにより地域内で経済がまわる仕組みをつくるなど、集落機能の維持と地域の活性化を積極的に推進する必

要がある。

過疎集落が持続的発展するためには、農林業の振興が欠かせない。そのためには地域の特性を活かした農産物や林産品及びその加工品の開発と、生産から販売に至る流通経路の確立により農林業従事者の所得の増加を図るとともに、新たな雇用を創出し、都市との交流の促進、I・J・U ターンの促進とあわせて、減少し続けている担い手を育成する仕組みづくりも必要である。

また、鳥獣害対策や森林整備の促進等により、雇用の場を創出するとともに、農林業経営への意欲を高めることも必要である。

観光産業は国内外からの参拝観光客を対象とした本町の経済を支える主要産業であり、地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上に向けた取組として、世界遺産に登録された「高野山」を核に滞在時間を増やし地元の収益につながる取り組みを進めるとともに、今後は農林業や製造業を含めたすべての産業と連携し、自然環境や文化、景観などの地域資源を活用した新たな観光の創出を推進することも必要である。

これらを踏まえ、町民の安心・安全な暮らしを支えていくため、地方創生関連施策及び地域再生計画等を積極的に活用し、地域が持続的発展していくための基本的な方向を次のとおり定め、総合的に対策を進めるものとする。

#### **(5) 地域の持続的発展のための基本目標**

地域の持続的発展の基本方針に基づいた施策を進めていく中で、本町では 2040 年に 2,800 人の人口を規模を維持するため、子育てしやすいまちとして環境を整備しつつ、令和 7 年度末に合計特殊出生率を 1.8 まで回復し、それ以降も同水準を維持する。また令和 3 年度年以降、毎年 2 家族（30 歳代後半の夫婦と小学生の子ども 2 人の 4 人家族を想定）の転入増及び U・I ターン等の移住者を毎年 14 人による転入増を見込むことで令和 7 年度末の人口は 2,800 人の維持を目指す。

#### **(6) 計画の達成状況の評価に関する事項**

地方創生計画における「まち・ひと・しごと創生高野町総合戦略」に記載している事業内容と同様のため地方創生評価検証委員会にて計画の達成状況の評価検証を年 2 回実施する。

#### **(7) 計画期間**

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

#### **(8) 公共施設等総合管理計画との整合**

本計画の全ての公共施設等の配置や管理・運営については、平成 28 年 3 月に策定した「高野町公共施設等総合管理計画」に掲げる基本的な方針では「単独での新規施設の建築は実施せず原則複合施設とする」「人口動向や住民ニーズの変化に併せ施設の総量を削減または施設の用途や機能を変更」「将来人口の推移や財政状況を見据えた適切な維持管理」「計画的な修繕を行いライフサイクルコストの削減」にのっとり推進します。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

人口ビジョンから見た本町の大きな問題は、昭和 30 年以降人口減少に歯止めがかかっていないことである。特に、15 歳から 24 歳までの若者の転出が多くなっており、高齢者人口の割合は今後とも上昇していくことになる。このように、本町の人口減少と高齢化の進行は、全国的に見ても深刻な状況にあり、これらが生み出す諸課題に立ち向かっていくことは、これから人口減少時代を迎える全国各地の自治体に先鞭をつける取り組みとなることを認識し、町民が「こころを一つ」にしてまちづくりに取り組んでいかなければならない。そのため定住し続けていただけるよう住宅購入の補助金を継続して実施しつつ、子どもを育てる親のニーズに応える支援制度やサービスの充実、社会に貢献する人材を育てる教育環境や学習機会の創出、そして子どもたちの成長を地域社会が見守り、支援する体制を強化する必要がある。また、移住者向けの住宅改修補助や、お試し住宅の整備などを行い、移住後にすぐに生活ができる環境を整えるため空き家の登録を促進する。同時に地域おこし協力隊制度を充分活用し地域活性化・人材育成に取り組みながら、地域間交流を促進させるためのインフラ整備に取り組むことで各集落を維持していくことを基本方針とする。また集落機能の担い手を確保し、過疎地域の活性化を図るため、都市部からの移住・二地域居住や都市住民と農山漁村住民との交流を推進する。

### (1) 現況と問題点

人口の推移と動向を見てみると、昭和 35 年国勢調査人口 9,324 人が平成 22 年には 3,975 人と半減以下、平成 27 年には 3,352 人とさらに減少。特に若年層の減少が顕著で、14 歳以下の人口は昭和 35 年の 2,734 人が、平成 27 年には 242 人と 10 分の 1 以下にまで減少し、15 歳～29 歳の人口も昭和 35 年の 2,318 人が、平成 27 年には 498 人と減少しており住民基本台帳によると令和 2 年には 2,944 人となっている。

10 歳代後半から 20 歳代前半にかけての進学・就職に伴う転出が継続しており、高校進学、大学進学における地理的条件を考慮するとやむを得ない状況である。また若年世代の町内居住率の低下傾向は続いており、就労の場の確保や住みやすいまちづくりを通じて、若年世代の転出に歯止めをかけることが求められる。

地域の現況として「高野山」と「富貴」の 2 集落を基幹集落として周辺集落との間でかつて機能していた生活圏を再生することにより、医療や生活交通、日用品の購入など日常生活機能を確保し、地域内で安心して日常生活ができる仕組みづくりを行なうとともに、地域資源を活用した活性化や産業振興に総合的に取り組むことにより地域内で経済がまわる仕組みをつくるなど、集落機能の維持と地域の活性化を積極的に推進する必要がある。

本町内のいくつかの集落では、人口の流出や高齢化により、集落機能を維持できなくなっている。今後同じような集落が増えると予想されることから、高野町を支えてきた多様な文化や伝統が消えてしまうことが危惧される。このため、集落機能の維持、伝統文化の継承、地場産業の担い手を確保し、地域の活性化を図るため、移住交流、二地域居住を推進する必要がある。

さらに地域おこし協力隊制度は従来より導入しているが定住につながっておらず、活動中に起業や就職ができる環境を整備する必要がある。

人材育成について、地域の課題を見出し、解決に導くサポート役として、地域担当職員を配置しているが、義務的に行動するのではなく柔軟性をもって活動できる人材を育成する必要がある。

加え、時代の流れに対応したワーケーション事業の推進に向けた ICT 環境の整備が急務である。

## (2) その対策

移住定住施策として、移住相談センターの充実を図り移住希望者のニーズに即座に対応できるよう相談体制を整備する。また引き続き子育て支援施策を充実し、出産報奨金や児童給付金をはじめ、保育・幼児教育・義務教育の無償化等、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組む。加え、子育て中の親が孤立しないよう、子育て支援センターを通して、各種情報発信や保護者同士の交流の促進、相談支援の充実を図る。併せて、学童保育を開設し、放課後の児童の居場所づくりに取り組む。

地域間交流施策として、富貴、高野山間の交通体系を改めて検討を開始し、ニーズに応じていけるための調査を行う。同時に、ふるさと教育として高野山地域と富貴地域住民が相互に行き来できるような行事や教室を開催する。

人材育成施策として、国の支援を存分に活用し、地域課題に対応できる人材を育成する。また、人材派遣制度を活用し、違った視点から課題の解決策を見出せる人と共に職員が成長できるよう取り組んでいく。

ワーケーションの対応として遊休施設を活用し利用者のニーズに沿った環境整備を行うことで、将来的に移住へとつなげていく。

設定目標：新規移住者数 毎年2人1世帯

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住定住	お試し住宅整備事業	高野町	
		ワーケーション促進事業 (整備工事)	高野町	
	(2) 地域間交流	農山村交流施設改修事業 (山の学校改修)	高野町	
		移住・二地域居住・都市との交流推進のための空き家活用事業 (調査及び改修経費補助)	高野町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住定住	定住促進のための住宅等住環境整備事業(改修、定住促進補助等)	高野町	移住者への住宅取得時の負担軽減措置及び定住者の住宅購入費用を負担することで移住定住者を増やす。
		むらづくり支援員事業 (地域おこし協力隊事業)	高野町	地域おこし協力隊を導入することで地域により密着した事業展開が見込まれ将来的に高野町での起業や定住につながる。
		移住定住推進事業 (暮らしの情報センター運営、移住定住推進セミナー)	高野町	暮らしの情報センターを充実させることで移住希望者のニーズに応えることができる。

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

### 3. 産業の振興

高野町からの人口、特に若年者の流出を防止し、地域の持続的発展を図るためには産業の振興による安定した雇用及び所得の確保が重要である。

また、本町は、標高800～1,000mの高地という地域環境の特性を活かした地域振興作物を中心に、効率的かつ安定的な農林業経営の実現に向けた経営改善を支援するとともに、年間120万人の観光客が訪れる中心集落高野山の観光産業との連携を図りつつ、定住及び就業の場を確保するため持続性のある農林業者の育成を目指す。新たな担い手を確保・育成するため、新規就農・就業しやすい環境づくりを積極的に進めていく必要がある。

また、若い世代にとって魅力ある農林業とするためには、高野山の参詣者との融合や連携などにより、新たな付加価値を持った地域ビジネスを創出することが重要であり、農・林家と観光客相互の交流を促進させるなど、農・林・観・商が一体となった「地産地消」の実現に向け、また「木育」を推進し、さらなる地域産業の振興を図っていく。

これらをうまく連動させていくために商工業において近隣市町村内の商業者相互の連携や組織の強化を図り、商工業に関しては地域の特性を生かした商品づくりや指導者及び後継者の育成や事業承継、消費者のニーズを的確に踏まえ事業を展開していく。観光産業については広域圏で取り組んでいる事業をさらに加速させながら地域間連携を強化していくことを基本方針とする。

#### (1) 現況と問題点

本町の主産業は、第一次産業の農林業と、第三次産業の観光業である。

- ① 第一次産業のうち農業は、冷涼な気候を活かした野菜や花きの生産が中心で、米作や果樹、なども営まれているが、いずれも零細農家がほとんどで生産性は低く、農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動の困難に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保安全管理に対する担い手農家の負担の増加が大きな課題となっている。また、近年、鳥獣による農作物等の被害が増えてきていることなどから耕作意欲の低下を招き農地の遊休農地が増えていることも課題である。
- ② 林業は、林野面積が12,949haに及ぶことからわかるように、かつては本町の主産業であったが林業従事者の高齢化が顕著で経営規模も零細である。また、近年の長引く木材価格の不況により林業従事者の減少に拍車をかけている。森林所有者の管理・経営意欲の低下とあわせて、適正な整備がされずに放置された未整備森林が増加している。  
このまま未整備森林が増え、荒廃が進み価値が低下するだけでなく森林がもつ公益的機能の低下も懸念される。特用林産品である高野槇の需要があるが、林家の高齢化及び担い手不足により生産性が低下しつつあることも課題である。また、令和2年に「ウッドスタート宣言」を行い、幼児から高齢者までを対象とし、生涯にわたる幅広い活動である「木育」を推進していく中で町内での木工職人や林業従事者をいかに増やしていくことが重要である。
- ③ 第二次産業従事者は、昭和40年の900人をピークに、調査年次毎に減少を続けており平成27年には208人と大幅に減少している。
- ④ 第三次産業の主産業である観光業とそれに派生する小売業は、世界遺産にも登録された「高野山」という観光地を有する本町経済の核となるものであり、林業の中心産品である高野槇や、お土産物としての和菓子やごま豆腐などの食品製造や、位牌、胃腸薬、線香の製造などほとんどの産業

が高野山観光に依存している。世界遺産登録により「高野山」を訪れる観光客は増えたが宿泊客は毎年減っており、滞在時間も減少傾向にある。また、世界遺産登録後外国人観光客の来訪が大きな伸びを見せているものの、その購買力は乏しい。

## (2) その対策

本町の経済を支える観光関連産業と農林業の振興を図るため、地域の特性と資源を活かした取り組みを行う。

- ① 第一次産業の農業は、優良農地の確保と多様な作物の生産性の向上を図るため、農地整備を進める。また、用排水施設や農道等の農業施設の適正な維持・整備を図る。特に、農業振興地域については、耕作放棄地の増大を防ぐことによって、農地を保全し、農村の多面的機能の確保を図りつつ、農産物の生産拡大を進めながら販売体制の強化や PR に努め、農産物のブランド化を確立するとともに、地域の食材として地産地消を推進し、学校給食等への取組を今以上に進めるとともに、地元消費の拡大を図り、地域農産物の特産品化など他産業と連携し、魅力ある商品として価値の向上を図る。

また、地域農業を担う意欲的な農業者の確保・育成と経営改善支援及び新規就農者の確保に努めるとともに、農業への企業参入も視野に入れ、農業の活性化を図り農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の利用集積を進める。

さらに、増加している野生鳥獣被害に対し、地域で連携して取り組む仕組みづくりに努める。

- ② 林業の振興については、木材価格の下落による所得の低下とそれに伴う未整備森林の増加は、森林所有者の努力だけで解決することは難しい。

今後、森林の持つ公益的かつ多面的な機能を継続的に維持するため、森林所有者への森林整備に対する指導や補助はもちろん、森林整備に対して意欲のない森林所有者が所有する森林の整備を進めるため、企業やボランティア、地域内外の住民など多様な主体が森林整備に積極的に参画できる仕組みづくりを進め、近年増加している局地的な大雨等にも耐える整備を進める。

さらに、「木育」を促進するために、「モク・ファースト・トイ」事業として赤ちゃんへ高野町産材を使用したおもちゃを贈呈し、木に触れる機会の創出に向けた各種イベントの開催により全町民への意識向上や関係人口、交流人口の増を目指す。

- ③ 第二次産業については、既存の伝統産業、地場産業の経営基盤の充実を図るとともに、地域資源を活用した新たな産業の創出を支援する。

- ④ 第三次産業については、国内外からの参拝観光客の滞在時間を増やすための取り組み、宿泊客を増やすための取り組みを行うとともに、観光産業が地域内で経済がまわる仕組みの核となるよう農業・林業・製造業・小売業など他の産業との相互連携を進める。具体的には、高野山を訪れる人をターゲットとした直売所の整備、農産物や林産物の加工場の整備、農林業を新たな観光資源として活用したグリーンツーリズムやコミュニティービジネスの推進、公園等の整備などにより、観光産業を核にすべての産業に従事するものが利益を享受できる仕組みを創り上げる。また、世界遺産に登録された高野山らしい、高野山ならではの観光産業の創造にも取り組んで行き、参拝観光の利便性向上、おもてなし向上のため公衆トイレの整備や運営にも配慮を行う。

**目標：新規ブランド農作物等の数 3種類**

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備(農業)	農業基盤整備促進事業	高野町	
	(1) 基盤整備(農業)	農村漁村活性化プロジェクト交付金事業	高野町	
	(1) 基盤整備(農業)	土地改良施設維持管理適正化事業	高野町	
	(1) 基盤整備(農業)	県営中山間地域ほ場環境整備モデル事業	高野町	
	(1) 基盤整備(農業)	町単小規模土地改良施設等整備事業	高野町	
	(1) 基盤整備(林業)	森林環境保全整備事業	森林組合 林業事業体	
	(1) 基盤整備(林業)	町単間伐材搬出支援事業	森林組合 林業事業体	
	(1) 基盤整備(林業)	農村漁村活性化プロジェクト交付金事業	森林組合 林業事業体 高野町	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	農山村交流施設兼産品直売所整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光トイレ整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	大門南駐車場周辺整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光情報センター整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	ライブカメラ設置事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	森林公園整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	街なみ環境整備事業	高野町	
	(9) 観光又はレクリエーション	金輪公園整備事業	高野町 民間	
	(9) 観光又はレクリエーション	小公園整備事業	高野町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（第1 次産業）	鳥獣害対策事業	高野町 地域協議会	農業生産の安定、農作物被害の軽減を図るため有害鳥獣の防護柵設置等の対策を行い所得の向上及び担い手育成に繋がる
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（第1 次産業）	多面的機能支払交付金事業	高野町	多面的機能支払交付金事業で行う農地・水路等の資源や農村環境の保全活動に対する補助金を交付することで所得の向上及び担い手の育成に繋がる

(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（第1 次産業）	農林業後継者・担い 手育成事業	高野町	高齢化が進む農業者の 担い手を育成するため に、高収益作物に取り かかれるための土壌改 良資材の開発、実証実 験等を行い、農林業だ けで安定した収入を得 ることができる体制を 整備する。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（第1 次産業）	地産・地消推進、地 域ブランド創出事業	高野町	農家の所得向上及び世 界基準を目標とした新 たなブランド野菜（仮 称：こうや天空野菜） を創出し、農家の減少 防止と後継者の確保を 行う事業。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（商工 業・6次産業化）	伝統産業、手仕事継 承・担い手育成事業	高野町	伝統文化に携わる手仕 事を衰退させることが ないように、担い手を 育成する支援を行うこ とで移住者への増加に もつなげる。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（商工 業・6次産業化）	クラフト般若協議会 事業	高野町	人口減少や高齢化に伴 う担い手不足、耕作放 棄地の拡大等を減少さ せるため、町全体の農 業振興、地域振興等に 資する事業に対して補 助を行う。 高収益化により、離農 防止や新規就農者の増 加が見込める。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（観 光）	高野町観光協会補助 事業	高野町	高野町DMOである観光拠 点整備を進める観光協 会への補助。町との連 携で参拝観光客の満足 度を上げ観光協会会員 と協力し観光事業の展 開を進める。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（観 光）	観光トイレ管理事業	高野町	公衆トイレの清掃管理 業務を委託し、1日2回 の定期清掃と苦情等 に対応、また年2回の特別 清掃をおこなうこと により観光客を迎える ための綺麗なトイレを 保っている。
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業（観 光）	観光情報センター運 営事業	高野町	観光参拝客のワンスト ップ窓口として、また 、情報発信の場、休 憩スペース、など様々 なおもてなしの場と して提供するための施設 管理運営費用。

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
高野町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等	令和3年4月～令和8年3月31日	

##### (ii) 当該業種を促進するために行う事業の内容

上記(2)、または(3)のとおりとし近隣市町村と連携し販路の拡大を行うことで農林商業を支援し、広域観光連携を引き続き行う。

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 4. 地域における情報化

地域における情報化を推進していくため、情報通信技術における利用機会の格差是正に向けた、ブロードバンド整備や携帯電話不感地区の解消を図るとともに、地域の活性化や住民の生活向上や産業振興、医療及び教育の充実を図り、情報通信技術の効果的な活用を促進していくことを方針とする。

また、地域住民が情報通信技術を習得するためにインターネットを利用した勉強会や、自ら学ぶことができる場の提供などの支援を実施する。

### (1) 現況と問題点

携帯電話の普及は、生活の利便性の向上だけでなく、非常時の通信手段として暮らしに安心をもたらし、県の「孤立集落通信確保事業」により、孤立の可能性のある集落に防災行政無線を配備したことで集落単位での通信手段は確保できたが、依然として携帯電話が通じない不感地区が1地区残されており、その解消が課題となっている。

また高野町内にはブロードバンド化が進んでいない地区もあり情報化の推進が課題である。防災行政無線については、「同報系」のアナログ方式を活用しているが、機器の更新が必要である。

ICTを活用した地方行政への住民参画手段としてはホームページ、知らせてネット、フェイスブック、インスタグラム等があり、ブロードバンドの普及により、スマートフォンでのインターネットを使用する人が増える一方で、インターネットの正しい使い方がわからない住民も多くいるのが現状である。

### (2) その対策

携帯電話事業者に対してエリア拡大を働きかけるとともに、携帯電話等エリア整備事業等を活用した基地局の整備を進め携帯電話不感地区の解消を推進する。

また、FTTH 網未整備地域への進出を通信事業者に働きかけるなど情報基盤施設の整備を推進するとともにICTを活用した住民サービスの提供や産業の創出を推進する。

災害時の情報伝達手段の強化を図る。防災行政無線「同報系」については、デジタル化を含む当町に適したシステムでの再構築を図る。

必要な情報を受け取ることが可能な知らせてネットに関しては引き続き加入を進めていくとともに情報通信技術を習得するためインターネットを通じた勉強会や、各集落における説明会の実施、学びの機会を創出するため、町の施設を提供するなどの支援を実施する。その講師としては、専門家の派遣依頼を国の支援を活用しながら活用していく。

目標：知らせてネット登録者数（町民）1,000人

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 (告知放送施設)	防災行政無線（同報系） デジタル化整備	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設)	防災行政無線（同報系） 基地局/中継局アナログ延 命化整備	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設)	防災無線（同報系）連携 情報配信システム整備	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設)	防災行政無線（移動系） 基地局耐震化整備	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 (防災行政用無線施設)	防災行政無線（移動系） 移動局用無線機購入	高野町	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他情報化のための施設	ブロードバンド推進事業	高野町及び 通信事業者	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他情報化のための施設	携帯電話エリア整備事業	高野町及び 通信事業者	
	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 その他情報化のための施設	コミュニティFM高野町 送信所改修事業	高野町及び 送信事業者	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

道路は、商工業・観光・防災・医療など、あらゆる活動の基礎となるインフラである。高野町内の道路については、長年の過疎対策によりその整備は進んでいるが、改善されていない地域もあり、周辺市町との広域連携や生活圈域内の一体化を図るためにも、更なる道路整備や橋りょうの整備が重要な課題となっている。今後は、高野町内における移動のためだけではなく、観光客のアクセスや、安心で安全な暮らしに必要な緊急時の移動のため、またライフラインを確保するために道路網を整備し、来訪者数に比べ圧倒的に不足している駐車場の整備や適切な運用を推進する。

さらに、集落間を結ぶ町道及び農道、林道、など遅れている地域内道路の改良、舗装を推進していく。

交通手段の確保対策は、地域交通の維持・確保を図ることを踏まえ、民間バスの路線維持、デマンド型を含む乗合タクシーの導入、福祉有償運送や市町村有償運送の活用等、住民の日常生活に必要な移動手段を確保してきたが、今後の情勢等を踏まえハード・ソフト対策両面からさらに推進していく。

### (1) 現況と問題点

① 本町を通る広域幹線は、大阪府と紀南を南北に結ぶ国道 371 号と国道 480 号、本町と海草、有田圏域を結ぶ国道 370 号の国道あわせて 3 路線と、富貴地区を經由して五條市と野迫川村を結ぶ一般県道阪本五條線、川津高野線の県道が 2 路線である。

(ア)町道は 215 路線 170Km で、令和元年度末における改良率は 28.8%、舗装率は 71.9%である。

また、町道のうち自動車通行不能区間が 24.5%もある。

(イ)農道については、地域内の耕地の多くが傾斜地に散在する小規模農地であることから幅員 2 m以下で自動車の通行ができない区間が 50%を超えている。

(ウ)林道延長は 46Km であるが未整備地区も多く、林業の近代化を図る観点から新規林道の開設、既設林道の改良、舗装による整備が必要である。

(エ)このように本町の道路事情は、急峻な山間地という地理的条件から整備が遅れており、生活圈域内の一体化と周辺市町との広域連携を図る上でも遅れている道路の整備が重要な課題である。加えて、道路に付随する橋りょうの改修が必要な箇所が多くみられるため早急に改修が必要となる。

(オ)また、道路の多くは維持・補修が新たな課題となっており、道路の長寿命化を図るための適正な維持管理計画策定と、計画に基づく維持管理が必要である。また、ゴールデンウィーク、お盆、お彼岸、紅葉シーズンなどには参拝観光客が集中し、駐車場不足を招き、山内の交通に障害がでており改善が必要である。

② 地域住民にとって重要な交通手段である路線バスが自家用自動車の普及や人口減少による輸送人員の減少により、路線の廃止や減便を余儀なくされている。

しかし近年、高齢化等により自家用自動車の運転ができなくなったり、若い頃は歩いて移動出来ていた距離が歩けなくなり日常生活に支障をきたす人が増えてきている。本町では、乗合タクシーの運行やデマンドタクシーなどにより公共交通の維持・確保に努めているが、今後、自動車を運転できなくなる人が増えると予測されることから、日常生活に必要な移動手段として公共交通の確保と利便性の向上が必要である。

## (2) その対策

- ① 町道については、基幹集落である高野山と周辺集落を結ぶ道路の整備を進めるとともに、既存橋梁の長寿命化を図るための修繕計画を策定し、道路、橋梁の改良と改修を計画的に実施する。  
また、歩道などのバリアフリー化を推進し、高野町の主産業である観光を振興する観点から景観改善のための電線類地中化や道路の改修を推進する。また 駐車を円滑に活用するため、警備員を配置するとともに、公共・民間の施設に臨時駐車を開設することで、駐車場の総数を拡充させる。また大門南駐車を活用するため、南海りんかんバス株式会社の協力を得て、バス路線のバスの増便等を行い、駐車場の利用を促進するとともに、利便性の向上を図る。
- ② 林道及び林内作業道については、機械化による低コスト林業と森林整備の促進のため、町道との有機的な連携を図りつつ、路網整備を推進する。
- ③ 日常生活に必要な移動手段を確保するため、デマンド型の乗り合いタクシーや、福祉有償輸送などを効果的に実施するために、交通網の見直しや利便性を重視し、より良い交通網を構築する。

目標：乗り合いタクシー利用者満足度 85%

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 道路	町道鶯谷線歩道設置事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道鶯谷線改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道大門高野山駅線改修事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道高野幹線改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道筒香線改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道西郷1号線改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道作水1号線改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道新城湯川線改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道花坂2号線改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道大滝2号線改修事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道細川花坂線改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道東細川1号線改良事業	高野町	
	(1)市町村道 道路	町道細川駅線改良事業	高野町	

(1)市町村道	道路	町道花坂1号線改良事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道上湯川線舗装改良事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道不動野線改良事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道弁天通1号線美装化事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道弁天通3号線美装化事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道弁天通4号線美装化事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道高野相ノ浦線美装化事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道大滝1号線美装化事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道南小田原3号線美装化事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道大門玉川線舗装事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道西ヶ峯線舗装改修事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道細川線舗装事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道高野幹線法面修繕事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道大門高野山駅線法面修繕事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道高野幹線落石防止事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道新城湯川線防護柵設置事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道深山1号線線無電中化事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道深山3号線線無電中化事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道深山4号線線無電中化事業	高野町	
(1)市町村道	道路	町道五大連絡線無電中化事業	高野町	
(1)市町村道	橋りょう	町道高野幹線高野幹線8号橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道	橋りょう	深山橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道	橋りょう	大滝1号線3号橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道	橋りょう	宮村線1号橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道	橋りょう	相ノ浦2号線1号橋修繕事業	高野町	

(1)市町村道 橋り よう	前川橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	中尾線 1 号橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	大門高野山駅線 1 号橋 修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	大門高野山駅線 2 号橋 修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	中筒香 3 号線 1 号橋修 繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	出合橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	光の滝壺号橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	西平橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	花坂 3 号線 1 号橋修繕 事業	高野町	
(1)市町村道 その 他	深山隧道修繕事業	高野町	
(1)市町村道 その 他	弁天隧道修繕事業	高野町	
(1)市町村道 その 他	極楽隧道修繕事業	高野町	
(1)市町村道 その 他	高野隧道修繕事業	高野町	
(1)市町村道 その 他	花坂 2 号線 1 号隧道修 繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	花坂 4 号線 2 号橋修繕 事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	大門玉川線 1 号橋修繕 事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	筒香線 3 号橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	西細川小学校線 1 号橋 修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	向垣内線 1 号橋修繕事 業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	向垣内線 2 号橋修繕事 業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	地獄谷線 1 号橋修繕事 業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	相谷橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	山谷橋修繕事業	高野町	
(1)市町村道 橋り よう	西富貴 1 号線 1 号橋修 繕事業	高野町	
(1)市町村道 その 他	花坂隧道修繕事業	高野町	

	(3) 林道	林道天狗谷線改良舗装事業	高野町	
	(3) 林道	林道高野谷線改良舗装事業	高野町	
	(3) 林道	林道西又線改良舗装事業	高野町	
	(3) 林道	林道城谷池の峯線舗装改良事業	高野町	
	(3) 林道	林道坪井谷線改良舗装事業	高野町	
	(3) 林道	林道天野花坂線改良舗装事業	高野町	
	(6) 自動車等 自動車	コミュニティーバス用車両等購入事業	高野町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）	地域公共交通確保維持改善事業 （デマンドタクシー運行） （乗合タクシーの運行） （路線バス増便） （コミュニティーバス等の運行）	高野町	地域住民の移動手段のための公共交通を確保するため運行事業者への補助を行う。住民の満足度向上及び利便性向上につながる。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（交通施設維持）	橋梁定期点検事業	高野町	定期的に橋梁の点検をすることにより危険個所を特定し、橋梁長寿命化修繕計画を策定し修繕を行うことで安心安全につながる。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（交通施設維持）	トンネル定期点検	高野町	定期的にトンネルの点検をすることにより危険個所を特定し、トンネル長寿命化修繕計画を策定し修繕を行うことで安心安全につながる。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（交通施設維持）	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	高野町	橋梁定期点検事業により修繕計画を策定し修繕を行う。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（交通施設維持）	トンネル長寿命化修繕計画策定事業	高野町	トンネル定期点検事業により修繕計画を策定し修繕を行う。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）	福祉タクシー助成事業	高野町	高齢者を対象にタクシー等利用券を配布し、外出を促し効果が上がっている。

	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業（そ の他）	駐車場管理運営事業	高野町	観光参拝客が駐 車できるスペー スを誘導し混乱 を防ぐため、計 便を配置し、ス ムーズに誘導す ることで、おも てなし度が向上 しリピーターに つながる。
	(10) その他	大門南駐車場整備事業	高野町	

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成 30 年 3 月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

（３）計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 6. 生活環境の整備

高野町では、これまでの過疎対策の結果、基幹集落の高野山を中心に、上水道や公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽等の整備、公営住宅の整備、消防・救急施設の整備、河川の改修等が進んできたが未だ十分ではない。

また、過疎化高齢化により飲料水の水源管理や集落内の草刈、里道の維持管理等、日常生活に必要な環境維持活動が困難になってきている集落も増えていることから、施設整備等のハード事業だけでなく、生活環境を維持するためのソフト事業を効率的に実施し、住民の生活便益の向上、地域の自立意欲の醸成に努めることとする。

### (1) 現況と問題点

① 高野山地区には、上水道施設、富貴地区、神谷地区には簡易水道施設が整備されている。また令和3年度から2ヶ年で、上筒香、中筒香地区に飲料水供給施設整備を行い、高野山地区の飛地として、花坂地区に水道施設の建設に向けての実施設設計を令和3年度から行う計画である。現在、西郷・檜原・大滝・相ノ浦・細川・林地区の7地区には、飲料水供給施設が整備されているが、その他の地域においては、個人又は共用で谷から取水し飲用として利用している。近年は高齢化により水源の管理ができなくなっており、飲用水の確保が困難で、渇水時は数日間水が出なかつたり、降雨時には水が濁り、飲用としては適していない水を利用しており、生活環境の維持が難しくなっている。また、整備済みの施設についても老朽化により維持管理経費が高額となっている。

② 下水道処理施設については、高野山地区の公共下水道、西細川地区の特定環境保全公共下水道、花坂地区の農業集落排水施設の3か所で事業を実施している。その他の地域は個別排水処理整備事業と浄化槽市町村整備促進事業により、合併浄化槽の設置を推進してきたが未整備の家庭も数件ある。高野山地区の高野山下水処理場は、昭和56年4月から供用開始しており、施設の老朽化が進んでいるので、下水道長寿命化支援制度を活用し、高野山下水処理場の長寿命化計画を策定し、平成23年度から工事に着手しています。現在2期工事を実施しており、令和4年度で工事を完了します。下水道処理施設については、老朽化により維持管理費が高額になっている。

③ 廃棄物処理については、本町と橋本市・かつらぎ町・九度山町で構成している広域圏組合で共同処理を図るため、平成21年8月から焼却施設並びにリサイクルセンターが稼動しており、本町としてはゴミ排出量の一層の削減に取り組む必要がある。

④ 高野町の消防防災体制については、当町に住む地域住民はもとより、町の中心地である高野山に訪れる観光客等の安全の確保のため、また、住民の財産をはじめ、広大な林野や高野山に数多くある文化財、重要建造物等を各種災害から守ると共に災害時等における被害の軽減を図るため、過疎地域の特性を考慮しながら積極的に整備を進める必要がある。本町の消防体制は、常備消防と非常備消防との連携により成り立っており、常備消防については、昭和55年4月に単独消防本部として発足して以来、令和3年4月現在、1本部1署、消防職員26名、消防自動車1台、救助工作車1台、救急車2台、指令車1台、可搬ポンプ積載車1台を擁し、全国的に見ても最小規模の人員で一般消防業務と救急業務を行っている。このような現況の中、複雑・多様化・高度化する消防・救急活動に迅速に対応できる体制づくりが急がれている。消防団については、3分団9部、団員180名（令和3年4月1日現在）で構成されており、消火活動や各種災害の防止に努めている。しかし、団員の減少と高齢化が進むと共に、団員の確保が難しい状態になっている。

以上のことから、消防防災力の更なる充実強化を図るため、計画的な人材の確保、消防車両を含む

消防資機材や施設の更新整備等を推進して行く必要がある。

⑤ 地震災害では、近い将来の発生が予想されている東海・東南海・南海 3 連動地震及び南海トラフ巨大地震の発生が懸念され、これらの地震が発生すると県内に重大な被害をもたらす、社会活動にも大きな影響を及ぼすことが指摘されている。

県の想定する東海・東南海・南海 3 連動地震及び南海トラフ巨大地震は、高野町に大きな影響を及ぼす可能性がある。問題としては昭和 56 年以前の木造住宅が多く存在し、主要道路が山沿いに開設されているため土砂崩れ等のおそれがある。また、道路の被災等により停電・通信が途絶えるなど、避難誘導や避難所の運営に支障きたすおそれがある。

風水害については近年増加傾向にある局地的な集中豪雨や台風による水害などの被害が発生している。高野町の河川は、一級河川（県管理）が 3 河川、二級河川が 1 河川のほか、これらの水系には支流が多数あり、重要水防警戒箇所は 4 箇所が設定されている。また、水路等の内水害も発生するおそれがある。これらの水害などの被害を軽減するため、河川等の整備が必要であるが、相当の期間が必要となる。

土砂災害については近年、集中豪雨等による土砂災害が発生し多くの被害が発生している。高野町は平地が少なく、山間地の急峻な斜面に集落が点在しているため、土砂災害警戒区域となる箇所が多く、官公庁や防災拠点も警戒区域指定内に含まれるところもある。

これらに加えて地域における防災力を強化し、行政・民間・地域住民が一丸となった防災・減災対策を推進していく必要がある。

⑥ 高野山周辺の集落は自然に恵まれた素晴らしい環境にあるが、今後 I・J・U ターンによる定住促進や、都市との交流をすすめるためには、集落の景観や自然環境を維持する取り組みや定住を希望するものが住めるような住環境の整備が必要である。また、移住者向けのお試し住宅の整備を推進するとともに、空き家を確保するための取り組みを行う必要がある。台風や局地的な集中豪雨等による度重なる出水により、強度の低下した護岸が点在することから早急な河川改修工事が必要である。

## （２）その対策

① 水道施設については、安全で安定した飲用水の供給のため適切な維持管理を行う。人口減少等により経営状況も厳しくなるため、事業変更や重要給水拠点等優先順位を設定し老朽管、老朽施設を計画的に実施する。

② 下水道処理施設については、下水道ストックマネジメント計画に基づく改修等計画的な維持管理や改築を計画的に行います。また農業集落排水処理施設についても最適整備構想に基づき計画的に改修等を行い、維持管理を行います。またピコ水力発電等省電力化に向けて取組を行います。

③ 廃棄物処理施設については近年の厳しい環境規制に対応するため、本町と橋本市・かつらぎ町・九度山町で構成している広域圏組合では、焼却施設並びにリサイクルセンターが平成 21 年から稼働を開始しており、町民の協力を得て、焼却ゴミの減量並びに一般廃棄物処理については、収集体制を充実させ、各種リサイクル法に基づいた資源化を更に推進するため、より分別収集に努める。

④ 高野町の消防防災体制については防災体制及び各種災害（地震、風水害、土砂災害等）に備え消防防災力を充実強化する。複雑・多様化・高度化する消防・救急活動に対応できる体制づくりを構築するため、事業計画に基づく消防車両や防災拠点として老朽化した施設の更新整備や、夜間着陸が可能な機材を整備する。さらに消防広域化を推進して消防の規模を拡大し、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防力の強化による住民サービスの向上を図る。

また地域防災力の中核として活躍する消防団員の確保充実や活性化を図るための施策を推進する。

### ⑤各種災害の対策

#### (ア) 地震対策

耐震性に問題がある建物等は、耐震化や家具固定を推進することにより、住民の命や財産を守る取組を進めていく。地震発生時に住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報の提供に努め、避難訓練等を通じて「命を守るための行動」を理解・認識、意識の向を図る。また避難施設についても、耐震化や通信体制の整備を図る。

#### (イ)風水害の対策

気象情報等を活用し、防災情報の発信による人命を優先する対策を推進していく。

#### (ウ)土砂災害対策

近年土砂災害が発生した地域の災害対策や防災拠点及び福祉施設などを保全する災害防止施設の整備、また、土砂災害警戒区域などの周知を推進していく。

土砂災害被害の軽減は、的確な防災情報の発信であり、気象情報や土砂災害警戒情報等を活用した避難計画を周知するなど対策を推進する。

これらの対策に加え地域のことは住民が一番理解されていることから、町内会組織や自主防災組織の充実強化、地域の中心となる人材の養成、要配慮者等の避難行動要支援者など、地域連携体制の構築、ハザードマップの作成、見直しなどを実施、防災力を強化していく。

⑥ 公営住宅等住環境整備については、高齢化が進む地域の実情を踏まえた公営住宅のバリアフリー化や耐震化の推進、集会所の改修、集落の住環境を維持するための取り組みを実施することにより住環境の整備を図る。河川改修工事については、緊急性を要する箇所から改修を行い、災害時にも安心できるよう整備を行う。

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	水道施設改築工事	高野町	
	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業	高野町	
	(1) 水道施設 簡易水道	浄水場改築工事	高野町	
	(1) 水道施設 簡易水道	送配水管改良	高野町	
	(1) 水道施設 簡易水道	浄水場設備の更新	高野町	
	(1) 水道施設 その他	上筒香・中筒香地区水道施設整備	高野町	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道	雨水管渠改築工事	高野町	

(2) 下水道処理施設 公共下水道	高野山下水処理場ストックマネジメント計画	高野町	
(2) 下水道処理施設 公共下水道	汚水管補修工事	高野町	
(2) 下水道処理施設 公共下水道	下水道処理施設整備事業	高野町	
(5) 消防施設	高規格救急車購入	高野町	
(5) 消防施設	指令車購入	高野町	
(5) 消防施設	ポンプ軽積載車購入	高野町	
(5) 消防施設	タンク車購入	高野町	
(5) 消防施設	ポンプ車購入	高野町	
(5) 消防施設	消防屯所（防災拠点）更新整備	高野町	
(5) 消防施設	防火水槽整備	高野町	
(5) 消防施設	消防資器材の整備	高野町	
(5) 公営住宅	公営住宅耐震改修事業	高野町	
(6) 公営住宅	公営住宅建替え事業	高野町	
(6) 公営住宅	公営住宅整備事業	高野町	
(6) 公営住宅	高野町地域住宅整備計画	高野町	
(8) その他	御殿川護岸改修事業	高野町	
(8) その他	不動谷川河川改修事業	高野町	
(8) その他	北川河川改修事業	高野町	
(8) その他	鳴子谷川河川改修事業	高野町	
(8) その他	西細川河川改修事業	高野町	
(8) その他	嶽川河川改修事業	高野町	
(8) その他	不動野谷川河川改修事業	高野町	
(8) その他	丹生川支川護岸改修事業	高野町	
(8) その他	集落の景観と自然環境保全事業	高野町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施

設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

令和3年3月末の住民基本台帳による高野町の65歳以上の高齢化率は44.42%で、年々その割合が増えている。特に高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯が増えており、近年の少子化の現状を考慮すると家庭での介護力はますます低下すると予測される。このことから、すべての人が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるような取り組みを進める必要がある。

また、子育て世代が地域で暮らせるよう、保育サービスの充実や子育てに係る費用軽減対策等、子育て環境の整備充実を図る必要があるため学びの交流拠点整備事業にてこども園を建設する。

### (1) 現況と問題点

- ① 高齢者だけの世帯が急増していることから、介護が必要となった場合に家庭内で介護する人がいないため、住み慣れた地域を離れるケースが増えている。
- ② 過疎地域で子育てするためには都市部とは違った地域の実情にあった保育サービスの充実を図ることが課題である。
- ③ 障害を持った人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、保健・福祉・教育・労働等の各分野が連携を深め支援する仕組みが必要である。

### (2) その対策

- ① 介護が必要となることのないように、日常生活に密着した健康相談・健康教育・健康検査を実施し、健康意識の高揚と病気の早期発見・早期治療を推進するとともに、介護が必要となってもできる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、富貴高齢者生活福祉センターへの入居及び在宅サービスや地域包括支援センターの機能の充実を進める。  
また、地域で支え合い見守り合う住民相互の助け合いの活動を支援するための取り組みを行う。
- ② 保育所まで遠い過疎集落の実情に配慮した送迎の実施、保育時間の延長、0歳児保育の導入等、学びの交流拠点整備事業でこども園の建て替えに併せ保育サービスの充実を進める。
- ③ 障害を持った人を含め、すべての人が住み慣れた集落で安心して暮らし続けられるような体制の整備を進める。
- ④ 共働き、ひとり親家庭が増える日中保護者が家庭にない小学生に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を育み地域で安心して子育てをできるようサービスを充実する。

目標：「子育てしやすいまち満足度」90%を目指す

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健	(2)認定こども園	学びの交流拠点整備事業	高野町	

及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設（高齢者生活福祉センター）	富貴高齢者生活福祉センター修繕事業	高野町	
	(3) 高齢者福祉施設（老人ホーム）	国城寮建替工事負担金	高野町	
	(4) 介護老人保健施設	国城寮建替工事負担金（再掲）	高野町	
	(7) 高齢者福祉施設（市町村保健センター及び母子健康包括支援センター）	保健福祉センターボイラー改修工事	高野町	
	(7) 高齢者福祉施設（市町村保健センター及び母子健康包括支援センター）	保健福祉センター昇降機改修工事	高野町	
	(7) 高齢者福祉施設（市町村保健センター及び母子健康包括支援センター）	保健福祉センター改修工事	高野町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	へき地保育園児送迎事業	高野町	へき地に居住するこどもが通うための送迎バスの費用。近くにこども園がない事による転出を防ぐ。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	就学児医療費無料化	高野町	中学校卒業時まで医療費無料とすることで、子育て世代への負担軽減を図ることで移住定住につなげる。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	子育て支援センター事業	高野町	子育て中の親子が交流し、気軽に相談できる環境を整備し、情報提供をすることで多様化する保育ニーズに応えることができる。子育ての不安解消することにつながる。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	シルバー人材センター運営事業	高野町	高齢者の働く場を提供することで、いつまでも元気に健康寿命を延ばすことにつながることを期待される。
	(9) その他	高齢者サービス用車両購入事業	社会福祉協議会	
	(9) その他	健康増進基盤整備事業	高野町	
	(9) その他	ゲートボール場改修工事	高野町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 8. 医療の確保

本町は橋本保健医療圏に属し、町内には高野町立高野山総合診療所と富貴診療所の2つの町立診療所と、個人開業医が1つある。

近隣市町と地理的に隔離され、移動に長時間を要する本町で安心して暮らすため、医療の確保は重要な課題である。

今後の方針として、圏域内医療機関間の連携と機能分担による切れ目のない医療提供体制の構築をすすめるとともに、町立2診療所のマンパワー確保、医療設備・機器やシステムの導入・更新により、医療の確保と質の充実にすすめる。

また、救急医療については、救急告示診療所である高野町立高野山総合診療所の機能維持のため必要な事業をすすめるとともに、病院群輪番制への参加と基幹病院である橋本市民病院との連携により地域に必要な救急医療体制の維持及び充実に努める。

### (1) 現況と問題点

高野町では高野町立高野山総合診療所と富貴診療所が地域医療を担っている。しかし、近年の医師・看護師不足によりマンパワーの確保に苦勞しており、このままでは数年先に常勤医師がいなくなってしまう可能性もある。

また、急性期の入院加療が終り退院後に自宅での療養生活を希望される方が、住み慣れた自宅で暮らし続けることができるような「地域包括ケアシステム」の充実が必要である。

高野山周辺の集落は、過疎化高齢化が進み診療所までの通院手段が無くなりつつあり訪問診療・訪問看護等の在宅サービスの充実と、通院手段の確保策が必要である。

さらに、需要の多い眼科と整形外科の特定診療科の医師が不在であること、施設や医療機器類の老朽化も今後の課題となっている。

### (2) その対策

老朽化した施設の長寿命化を図るための改修と、医療機器の更新を行う。

保健・福祉事業部門と連携し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、通院が困難な人を対象とした巡回診療・訪問看護・訪問診療と、自宅での療養生活を支援するための通所リハビリサービスを提供する。

また、整形・眼科医師の派遣と応援当直医の派遣により地域医療・救急医療体制の確保充実に図る。

不足する医師・看護師確保のため、大学病院等と協同で「へき地医療学講座（仮称）」を開設し、将来僻地医療に従事する若い医師の養成及び確保を図る。

目標：在宅医療サービス（訪問診療、往診、訪問看護）の年間実施件数 500 件を維持

(R2 実績) 519 件

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療機器購入	高野町	
	(1) 診療施設 診療所	医療機器購入（富貴診療所）	高野町	
	(1) 診療施設 診療所	高野山総合診療所改修工事	高野町	
	(1) 診療施設 診療所	富貴診療所改修工事	高野町	
	(1) 診療施設 巡回診療車（船）	巡回診療・患者送迎用車両購入	高野町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）	応援医師派遣事業	高野町	医師不足解消のため様々な診療科の応援医師を派遣していただくことで町民の安心安全につながる。
	(4) その他	院長、医師、看護師住宅改修工事	高野町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成30年3月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 9. 教育の振興

学校は、教育の場所であるだけでなく、その地域コミュニティの核として重要な役割を占めている。また、地域の文化や伝統、自然を学び、豊かな心や生きる力を育み確かな学力をつけるためには、子ども一人一人の考えや思いを活かした教育活動を実施し、更に質の高い教育の実現に向けて時代の風潮に応じた教育を取り入れる必要がある。

また、学校を拠点に、人と人とのつながりを大切にした地域住民相互の学習機会を拡充するとともに、公民館活動の充実など、生涯学習推進のための基盤整備、若者の定住意識や高齢者の生き甲斐を育むための多様なコミュニティ活動の充実を図っていく必要がある。

加えて、青少年対策として、過疎地域の豊かな自然空間を利用し、青少年がこれらの自然の中で様々な体験ができるよう、地域間交流、体験参加型事業を積極的に提供するとともに、青少年の地域活動等への参加を推進する。

### (1) 現況と問題点

- ① 過疎地域から高等学校に通学するには、遠距離通学となることが多く、保護者の負担が大きい。
- ② 過疎地域の地域コミュニティの維持・存続を図る上で、地域コミュニティの場として社会教育施設（公民館・図書館など）及び社会体育施設（体育館、テニスコートなど）の果たす役割は大きいですが、バリアフリー化や耐震化等の改修が必要な施設が多い。
- ③ 時代に応じた教育の推進に必要な人財の不足と次代を担う後継者の育成が思うように進んでいない状況にある。

### (2) その対策

- ① 遠距離通学生徒の保護者の負担を軽減するため、通学費用の補助を行う。
- ② 地域コミュニティの維持・存続に向け、学びの交流拠点整備事業により複合施設を建設し、老朽化した集会所等の改修を行う。
- ③ 英語力強化事業として外国語活動・外国語教育充実事業を実施し、人材育成を行う。

目標：英語力指導満足度 85%

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 (校舎)	学びの交流拠点整備 事業	高野町	
	(1) 学校教育関連施設 (屋内運動場)	学びの交流拠点整備 事業（再掲）	高野町	

	(1)学校教育関連施設 (水泳プール)	学びの交流拠点整備 事業（再掲）	高野町	
	(1)学校教育関連施設 (給食施設)	学びの交流拠点整備 事業（再掲）	高野町	
	(1)学校教育関連施設 (集会所、体育施設 等)	学びの交流拠点整備 事業（再掲）	高野町	
	(1)学校教育関連施設 (スクールバス・ボ ート)	スクールバス購入事 業	高野町	
	(3)集会施設、体育施 設等（体育施設）	町民体育館天井撤 去・耐震対策事業	高野町	
	(3)集会施設、体育施 設等（体育施設）	町民体育館床整備事 業	高野町	
	(3)集会施設、体育施 設等（体育施設）	テニスコート等スポ ーツ施設整備事業	高野町	
	(4)過疎地域持続的発 展特別事業（義務教 育）	学童保育事業	高野町	主に日中保護者が家庭 にいない小学生児童に 対して、授業の終了後 に適切な遊びや生活の 場を与えて、児童の健 全な育成を図る保育事 業。効果として保護者 の安心安全につながる。

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成 30 年 3 月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 10. 集落の整備

高野町には大小19の集落があり、一番人口の多い高野山には、行政、教育、文化、医療、福祉などの生活施設をはじめ商店や駅などの施設が集積されている。また、高野山に次ぐ規模の集落、富貴地区も高野山より規模は小さいものの生活施設が集積されていたが、徐々にその機能が失われてきている。その他の集落は小規模集落で、戸数が20戸以下の集落が半数を超え、集落機能の維持が困難になってきている集落が増えていることから対策が必要である。

### (1) 現況と問題点

集落の人口減少や高齢化などにより、伝統行事や祭事の担い手が不足しているほか、日常生活に必要な里道の維持管理や水源の管理、集落内の草刈りなどの環境維持活動ができなくなっている。

さらに、今まで機能してきた集落内の自助・共助のしくみが成り立たなくなり、集落内の力だけでは集落機能が維持できなくなっていることから、行政や外部の力により集落を維持し支えていく仕組みの構築する必要がある。

### (2) その対策

この課題を解決するため、高野山と富貴の2集落を基幹集落とし、周辺集落との住民生活の一体性を重視した『過疎生活圏』を構築し体系的かつ総合的な支援を行うことで、ひとつの集落だけでは成り立たなくなってきた共助の仕組みを再生するとともに、行政と地域が積極的に関わり合いながら、医療・福祉の充実や日用生活品の確保、生活交通の確保、地域産業の育成、担い手不足の解消等の課題に総合的に取り組む。

また、集落に不足している環境維持作業の労働力を外部から入れ支援することにより集落を維持していくとともに、将来的に集落への定住者を受け入れる体制づくりを行い集落の担い手を確保し、移住・定住を促進するための住宅整備をハード・ソフト両面から対策を実施する。(再掲) 加えて、SS過疎地問題では住民から再建の要望があれば国費を利用し、かつ地元負担とも併せて町として補助をしながら再建を検討する。

**目標：集落支援員数3名を維持**

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業（集落 整備）	生活に必要な集落維持 活動支援員派遣事業	高野町	高齢化により水源の管 理が困難になってきて いる住民に代わり生活 用水の確保に向けた水 源地の管理を行い住民 の負担を減らし、災害 時に水の供給が止まっ てしまう原因である詰 まりや破損等の予防を 行う。

	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業（集落 整備）	むらづくり支援員事業 （地域おこし協力隊事 業）	高野町	人口減少・少子高齢化 等の進行が著しい地域 に、地域活動の担い手 不足の解消、地域の活 力づくりのため人材を 派遣し、地域活性化事 業を支援する。
--	---------------------------------	--------------------------------	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------

#### （４）公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成 30 年 3 月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

（３）計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 11. 地域文化の振興等

高野町には、先人から受け継いだ有形・無形の歴史的・文化的資産が多く残されている。中でも、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された高野山は、かけがえのない文化資産であり、この資産のもたらす恵みを、世界の人々といつまでも分かち合えるよう保全と活用に努力する必要がある。また、その為に早い時期からの国際感覚の醸成が必要となると考えられる。

さらに、地域にある多様な文化遺産を掘り起こし、適切な評価と保存を行うとともに、「豊かで個性あるまちづくりの貴重な資源」として活かしていく必要がある。

また、郷土芸能を中心とした民俗文化財や伝統ある貴重な工芸品や民芸品について、後継者の育成と伝承活動の推進に努めるとともに、伝統技術の保存を図る必要がある。

さらに、地域住民の文化活動を推進するため、文化活動の成果を発表する機会の充実と、誰もが気軽に芸術作品などを鑑賞することができる場の拡充を図る必要がある。

### (1) 現況と問題点

高野山の歴史は古く、国宝をはじめ多数の重要文化財が残されているが、現時点で把握できているものはその一部であり、未把握の文化財は今だ多く存在している。文化財の適切な保存と活用のためにも、高野町全体の文化財の把握が今後の大きな課題である。また、世界遺産登録後年々外国人観光客が増加する傾向にあり、外国人観光客とのコミュニケーション向上や高野山の魅力を正しく発信するため、早い時期からの国際感覚の醸成、語学学習が必要となっている。

### (2) その対策

高野町に存在する文化財を適切に保存し、良好な形で後世に伝えていくため、各種文化財の基礎調査の実施、適切な管理体制を構築、歴史と文化に関する記録作成を行う。また、様々な文化財を地域の活性化のために活用する。また、文化と観光の相互促進協定を締結しているイタリア国ウンブリア州アッシジ市との交流促進など、早い時期に国際感覚醸成の試みを行うことで、外国人観光客のニーズに応えられる人材の育成を行う。

目標：参詣道見回り回数 12回/年

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業（地域文化振興）	町史編纂事業	高野町	郷土芸能を中心とした民俗文化財や伝統ある貴重な工芸品や民芸品について、後継者の育成と伝承活動の推進するための事業。

## 12. 地域再生エネルギーの利用の促進

日本において脱炭素社会の実現を目指し、持続可能な社会を実現するため再生可能エネルギーを最大限導入する必要性が求められている。本町においても国の方針及び SDG s に掲げている「エネルギーをみんなに。そしてクリーンに」を達成するため脱炭素社会を推進していく。

本町は豊かな森林に恵まれ二酸化炭素の吸収に貢献している一方で、整備されずに放置されている所も多くあり、適切な森林整備に向けた取組を行っている。そうすることにより樹木の炭素貯蔵効果を最大限に発揮させるとともに、森林の二酸化炭素吸収源としての機能を将来にわたって維持し、環境負荷を低減することが必要である。

またその他にも太陽光、水力、バイオマスなどを活用した、再生エネルギーによる電力需要割合を高めることで、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を大幅に削減し、自然環境や地球生態系を守り、その恵みを持続的に享受していくため、低炭素社会、環境循環型社会、自然共生社会の実現を目指す。

### (1) 現況と問題点

本町における再生エネルギーの取り組みとして太陽光発電システムを町施設に設置し実証実験を実施したが、日照時間が少なく、雨が多い本町の特性では電力供給量が少ない。また水力発電の調査・研究を行っているが、設備投資に費用がかかる。

### (2) その対策

再生エネルギーの導入に向け、太陽光発電システムについては日照効果が高い場所がかつ景観を阻害する恐れのない場所に設置し取組を継続していく。

また、水力発電については、小水力発電システムを導入するため国の制度等を最大限活用しながら、マイクロ水力・ピコ水力発電を推進していく。

目標：再生エネルギー利用施設数 3 か所

### (3) 計画

事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 地域再生エネルギーの利用の促進	(1) 地域再生エネルギー利用施設	小水力発電設計業務	高野町	
	(1) 地域再生エネルギー利用施設	小水力発電整備工事	高野町	
	(1) 地域再生エネルギー利用施設	太陽光発電設置業務	高野町	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則り、平成 30 年 3 月に策定した高野町公共施設個別施設計画において、公共施設を個別に今後のあり方等について基本的な方針等を取り決めており、段階的に公共施設の建て替えや除却・解体、また継続して利用する施設については、適切な維持管理を行うための庁内体制等の整備を行うと定めています。

(3) 計画の事業計画における公共施設等の整備は、上記の対策の基本的な考え方を踏まえて推進するものです。

## 13. その他地域の持続的発展に対し必要な事項

過疎化・高齢化が進む地域では、山林や農地の境界を知る人が減っており、相続時にも境界の確認がされていないケースも増えている。林業の不況から適正な森林管理の意欲を無くした山林所有者も増えており手入れされずに放置された森林が増えている。

また、耕作放棄地も急増していることから、今後、遊休農地の活用や空き家の活用、森林整備に対して意欲のない森林所有者が所有する森林の整備などを進めるためには、土地所有の境界を明らかにしておく必要がある。

### (1) 現況と問題点

高野町の地籍調査事業は、平成8年に始まり、令和2年度末における進捗率は29.5%で、境界を知っている所有者が減りつつある現状を考えると、調査を急ぐ必要がある。

### (2) その対策

計画的に調査を進め、最終的には町全域の調査完了を目指す。

目標：令和7年度末までに進捗率47%を目指す

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	地籍調査事業	高野町	遊休農地の活用や空き家の活用、森林整備に対して意欲のない森林所有者が所有する森林の整備などを進めるため、土地所有の境界を明らかにするための調査。

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

高野町公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、公共施設の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

添付 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移 住定住	定住促進のため の住宅等住環境 整備事業（改 修、定住促進補 助等）	高野町	移住者への住宅取得時の負担軽 減措置及び定住者の住宅購入費 用を負担することによる移住定 住者を増やす。
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移 住定住	むらづくり支援 員事業 （地域おこし協 力隊事業）	高野町	地域おこし協力隊を導入するこ とで地域により密着した事業展 開が見込まれ将来的に高野町で の起業や定住につながる。
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移 住定住	移住定住推進事 業 （暮らしの情報 センター運営、 移住定住推進セ ミナー・イベン ト開催）	高野町	暮らしの情報センターを充実さ せることで移住希望者のニーズ に応えることができる。
2 産業の振 興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	鳥獣害対策事業	高野町 地域協議 会	農業生産の安定、農作物被害の軽 減を図るため有害鳥獣の防護柵設 置等の対策を行い所得の向上及び 担い手育成に繋がる。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	多面的機能支払交 付金事業	高野町	多面的機能支払交付金補助事業で 行う農地・水路等の資源や農村環 境の保全活動に対する補助金を交 付することで所得の向上及び担い 手の育成に繋がる。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	農林業後継者・担 い手育成事業	高野町	高齢化が進む農業者の担い手を育 成するために、高収益作物に取り かかれるための土壌改良資材の開 発、実証実験等を行い、農林業だ けで安定した収入を得ることがで きる体制を整備する。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	地産・地消推進、 地域ブランド創出 事業	高野町	農家の所得向上及び世界基準を 目標とした新たなブランド野菜（仮 称：こうや天空野菜）を創出し、 農家の減少防止と後継者の確保を 行う事業。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	伝統産業、手仕事 継承・担い手育成 事業	高野町	伝統文化に携わる手仕事を衰退さ せることがないように、担い手を 育成する支援を行うことで移住者 への増加にもつながる。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	クラフト般若協議 会事業	高野町	人口減少や高齢化に伴う担い手不 足、耕作放棄地の拡大等を減少さ せるため、町全体の農業振興、地 域振興等に資する事業に対して補 助を行う。 高収益化により、離農防止や新規 就農者の増加が見込める。
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (商工業・6次産業 化)	高野町観光協会補 助事業	高野町	高野町 DMO である観光拠点整備 を進める観光協会への補助。町との 連携で参拝観光客の満足度を上げ 観光協会会員と協力し観光事業の 展開を進める。

	(10) 過疎地域持続的発展特別事業（商工業・6次産業化）	観光トイレ管理事業	高野町	公衆トイレの清掃管理業務を委託し、1日2回の定期清掃と苦情等に対応、また年2回の特別清掃をおこなうことにより観光客を迎えるための綺麗なトイレを保っている。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業（商工業・6次産業化）	観光情報センター運営事業	高野町	観光参拝客のワンストップ窓口として、また、情報発信の場、休憩スペース、など様々なおもてなしの場として提供するための施設管理運営費用。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（公共交通）	地域公共交通確保維持改善事業（デマンドタクシー運行） （乗合タクシーの運行） （路線バス増便） （コミュニティーバス等の運行）	高野町	地域住民の移動手段のための公共交通を確保するため運行事業者への補助を行う。住民の満足度向上及び利便性向上につながる。
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（交通施設維持）	橋梁定期点検事業	高野町	橋梁定期点検事業
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（交通施設維持）	トンネル定期点検	高野町	トンネル定期点検
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（交通施設維持）	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	高野町	橋梁長寿命化修繕計画策定事業
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（交通施設維持）	トンネル長寿命化修繕計画策定事業	高野町	トンネル長寿命化修繕計画策定事業
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）	福祉タクシー助成事業	高野町	福祉タクシー助成事業
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業（その他）	駐車場管理運営事業	高野町	駐車場管理運営事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	へき地保育園児送迎事業	高野町	へき地に居住するこどもが通うための送迎バスの費用。近くにこども園がない事による転出を防ぐ。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	就学児医療費無料化	高野町	中学校卒業時まで医療費無料とすることで、子育て世代への負担軽減を図ることで移住定住につなげる。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（児童福祉）	子育て支援センター事業	高野町	子育て中の親子が交流し、気軽に相談できる環境を整備し、情報提供をすることで多様化する保育ニーズに応えることができる。子育ての不安解消することにつながる。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業（高齢者・障害者福祉）	シルバー人材センター運営事業	高野町	高齢者の働く場を提供することで、いつまでも元気に健康寿命を延ばすことにつながる事が期待される。

	(8)過疎地域持続的 発展特別事業（児 童福祉）	へき地保育園児送 迎事業	高野町	へき地に居住するこどもが通う ための送迎バスの費用。近くに こども園がない事による転出を 防ぐ。
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業（児 童福祉）	就学児医療費無料 化	高野町	中学校卒業時まで医療費無料と することで、子育て世代への負 担軽減を図ることで移住定住に つなげる。
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業（児 童福祉）	子育て支援センタ ー事業	高野町	子育て中の親子が交流し、気軽 に相談できる環境を整備し、情 報提供をすることで多様化する 保育ニーズに応えることができ る。子育ての不安解消すること につながる。
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業（高 齢者・障害者福 祉）	シルバー人材センタ ー運営事業	高野町	高齢者の働く場を提供すること で、いつまでも元気に健康寿命 を延ばすことにつながることに 期待される。
7 医療の確 保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業（そ の他）	応援医師派遣事 業	高野町	医師不足解消のため様々な診療 科の応援医師を派遣していただ くことで町民の安心安全につな がる。
8 教育の振 興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業（義 務教育）	学童保育事業	高野町	主に日中保護者が家庭にいない 小学生児童に対して、授業の終 了後に適切な遊びや生活の場を 与えて、児童の健全な育成を図 る保育事業。効果として保護者 の安心安全につながる。
9 集落の整 備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業（集 落整備）	生活に必要な集 落維持活動支援 員派遣事業	高野町	高齢化により水源の管理が困 難になってきている住民に代わ り生活用水の確保に向けた水源 地の管理を行い住民の負担を減 らし、災害時に水の供給が止ま ってしまう原因である詰まりや 破損等の予防を行う。
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業（集 落整備）	むらづくり支援 員事業 （地域おこし協 力隊事業）	高野町	人口減少・少子高齢化等の進行 が著しい地域に、地域活動の担 い手不足の解消、地域の活力づ くりのため人材を派遣し、地域 活性化事業を支援する。
10 地域文 化の振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業（地 域文化振興）	町史編纂事業	高野町	郷土芸能を中心とした民俗文化 財や伝統ある貴重な工芸品や民 芸品について、後継者の育成と 伝承活動の推進するための事 業。
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	(1)過疎地域持続的 発展特別事業	地籍調査事業	高野町	遊休農地の活用や空き家の活 用、森林整備に対して意欲のな い森林所有者が所有する森林の 整備などを進めるため、土地所 有の境界を明らかにするための 調査。